

令和 8 年度

# 町政執行方針



## はじめに

令和 8 年度の町政執行にあたり、私の所信と基本的な方針を申し上げ、町民の皆さん、町議会議員の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、一昨年の 10 月に町政 3 期目の任をお預かりしてから 1 年 5 カ月が経過しようとしております。この間、国際情勢の不安定化に伴う原油価格の高止まりや物価高騰は依然として続き、地域経済や町民生活の様々な場面で負担感が増している状況にあります。本町におきましても、地域振興商品券やプレミアム商品券の発行、子育て世帯や低所得者世帯への各種給付金の支給、生活・経営環境の維持に向けた支援など、多方面から対策を講じてまいりました。令和 8 年度におきましても、国や北海道など関係機関との連携を一層強化しつつ、町民の皆さんの声、そして現場で奮闘する方々の声に真摯に耳を傾け、課題の解決に全力で取り組んでまいります。「現場主義」と「対話」を重んじ、町民一人一人に寄り添う姿勢

を忘れることなく、責任ある町政運営を進めていく決意です。

## 町政に臨む基本姿勢

はじめに、私が令和 8 年度の町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。

令和 7 年度から、新たに「月形町第 5 次総合振興計画」に基づく取り組みが本格的に始まってまいります。

本計画では、「みんなであつくる未来」ともに歩むまちづくり」を将来像に本町の基幹産業である農業のさらなる振興と農村環境の保全、住民が安心して暮らせる快適な生活環境の整備に加え、人口減少・超少子高齢化の進行や気候変動に伴う自然災害の増加、デジタル社会の進展、そして SDGs の理念を踏まえた持続可能な地域づくりなど、多岐にわたる課題への対応が求められております。こうした複雑化する社会環境のなかにあっても、町民の皆さんとともに未来を見据え、計画に掲げた施策の着実な推進を図ってまいります。

## 主要な施策の推進

これより、令和 8 年度の施策について、総合振興計画の体系に基づき申し上げます。

### 1 つもに支え合う

#### 健やかなまちづくり

はじめに、保健・医療・福祉分野について申し上げます。一つ目は保健・医療についてであります。

月形町では生活習慣病である脂質異常症、高血圧症の方が多いことがわかっており、これらは生活機能の低下や要介護状態を引き起こすことにつながるため、発症予防や重症化予防が大変重要です。

そのため、若いうちから健康に関心を持つていただけるよう 35 歳からの健診を進めていくとともに、既に医療受診されている方や高齢者の方々にも重症化予防を目的とした健診の受診勧奨や個別の保健指導を行います。

また、町立病院と協力して住民健診の代わりとする、データ受領事業（みなし健診）の活用を図ってまいります。さらに、老人クラブ等への健康講話や健康づくり教室、

ラウンド栄養士相談事業など、健康について考える機会を積極的に設けてまいります。

健康増進計画（健康つきがた 21）は、計画期間の終期となるため、令和 8 年度に次期計画を策定いたします。健診結果や令和 7 年度中に行ったアンケート結果等により町民の健康課題を明確にし、町民皆さんで健康づくりに取り組めるよう、次期計画に生かしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道や関係団体と連携し、引き続き健全な事業運営に努めてまいります。町立病院の運営状況につきましては、病床利用率が令和 6 年度と比較すると、約 10 パーセント程度上昇し、90 パーセント前後で推移しております。外来患者につきましては減少傾向ではありますが、今後も診療体制の維持や充実に向け各方面との連携を図ってまいります。

病院の診療体制ですが、令和 7 年 4 月から内科については常勤医師 3 人体制での診療を行っております。整形外科診療についても、引き続き診療体制の充実が図られるよう取り組んでまいります。

町立病院は、本町唯一の医療機関（医科）であります。皆さんが安心して暮らせるよう、持続可能な経営を目指し運営を行ってまいります。



二つ目は、福祉施策についてであります。

65歳以上の方が人口の4割以上を占める本町では、高齢者の皆さんができるだけ長く町に住み続けられるための生活支援が重要です。

高齢者や障がい者の皆さんが不安に感じている除雪につきましましては、除雪業者に委託して実施する費用の一部を助成する「高齢者世帯等除雪費助成事業」を令和7年度から開始しています。除雪委託

費が高騰していることから、令和8年度は助成上限額を引き上げます。

また、低所得の高齢者や障がい者等を対象に、「高齢者等の冬季生活支援事業」を実施いたします。灯油などの燃料等の購入費の一部を給付し、冬季の安心した生活の一助となるように支援していきます。その他、福祉的支援が必要な人を早く見つけ、その人に合った支援を行うために、相談先の周知や啓発に努めるとともに、行政区や町内会、社会福祉協議会などの関係機関としっかりと連携し協力を努めてまいります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画につきましましては、令和8年度が計画の終期となりますので、アンケート調査などで町民の皆さんの意見もお聞きしながら、次期計画の策定を進めてまいります。

三つ目は子育て支援についてであります。

児童福祉法の改正により、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉の両方の支援を一体的に行

うことが求められ、全国の自治体に「こども家庭センター」を設置する努力義務が課されました。これを受けて、本町でも令和8年度から保健福祉総合センター内にこども家庭センターを設置いたします。発達に遅れがあるお子さんや、その他の支援が必要な場合は、母子保健分野と児童福祉分野の職員が密接な連携をとりながら、保護者の安心した子育てと、子どもの健やかな育ちを支援してまいります。

近年、発達障がいの方への支援が重要となってきたため、障がいをできるだけ早く発見し、その後の保育や教育に生かせるよう、新たに「5歳児健診」を実施します。小児科医や臨床心理士、こども園、小学校などと連携し、子どもの発達上の課題と持っている力について保護者と確認しながら、さらに成長を促す環境づくりを進めてまいります。

## 2 活力とにぎわいのあるまちづくり

次に、産業分野について申し上げます。

一つ目は農林業についてであります。

昨年北海道とは思えぬ暑さに見舞われましたが、各作物の収量、品質ともに平年を上回ることできたと知り、あらためて生産者の皆さんの努力を感じているところであります。

しかし、農業を取り巻く環境につきましては、資材、燃油、電気等、さまざまな経費が高騰しており、依然として厳しい状況が続いていることを踏まえ、昨年度、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生産者の皆さんに営農継続に対する一助への思いから支援を実施いたしました。

本町の基幹産業である農業を守り育てていくためにも、農協をはじめとした関係団体の皆さんとの情報の共有を図り、本町の農業経営などの課題を適切に捉え、必要な対策を講じていけるよう全力で取り組んでまいります。

担い手の確保につきましては、昨年度創設した経営移譲前の親元就農者に対する支援制度を継続するとともに、条件付きではありますが、新たに経営移譲後の親元就農者も対象とした支援制度により、地域農業の持続的発展を図っ

てまいります。また、引き続き地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者の受け入れを、継続的かつ積極的に推進してまいります。

地域農業の国際化を図る試験的な取り組みとしましては、町、農協、生産組合の3者連携により、タイ王国から海外学生を受け入れ、農業技術や管理など実務的な知識を提供するほか、月形町産農産物の国際的なPR活動を行ってまいります。

森林保全と林業振興につきましては、豊かな森づくり推進事業を継続的に実施するとともに、新たに森林環境譲与税を財源に育成管理と間伐への補助を行い、森林資源の循環利用と林業の再生の促進に努めてまいります。また、無人航空機を活用した町有林の計画的かつ継続的な整備を進め、適正管理・森林機能の維持保全に努めてまいります。

二つ目は、商工業と観光についてであります。

商工業につきましては、「月形町中小企業等振興基本条例」に基づき、地域経済の持続的な発展に向け、本町が発注する工事や事業につきまし

て、これまでと同様に、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

依然として、原油価格や物価の高騰、電気・ガス料金の上昇、生活必需品の値上げなど、町内経済に大きな影響を与えております。月形商工会と緊密に連携し、プレミアム付き商品券の発行事業、町内で起業される方への支援、新商品開発への伴走支援など、地域の事業者を下支えする取り組みを継続してまいります。

令和6年9月には、町民保養センターがリニューアルオープンし、同日に道の駅も開業いたしました。現在も多くの方々にお越しいただき、皆楽公園エリアは町の観光拠点として確かな成長を見せております。温泉・宿泊・飲食機能のさらなる充実を図るとともに、道の駅との相乗効果をより一層高め、安定的な集客につながる仕組みづくりを進めてまいります。

また、月形町振興公社につきましては、地域プロジェクトマネージャー制度や地域活性化起業人制度を活用し、経営改善に取り組んでおります。令和8年度も、新しく生まれ変わった施設の魅力をさらに

高め、持続可能な運営体制の確立に努めてまいります。

観光イベントにつきましては、昨年の夏まつりは多くの来場者により町内が活気にあふれていました。令和8年度も、つきがたイベント委員会を中心に、地域のにぎわいを創出するため、より充実したイベントの開催に向けて準備を進めてまいります。

### 3 快適で安全・安心なまちづくり

次に生活環境分野について申し上げます。

一つ目は廃棄物・上下水道

廃棄物対策につきましては、引き続き「いわみざわ環境クリンプラザ『いわびか』」での広域処理を基本として取り組んでまいります。資源ごみにつきましては、町内福祉施設にご協力をいただき選別作業を行っております。町民の皆さんにおかれましては、引き続き分別の徹底と減量化リサイクルの推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業につきましては、令和4年度から進めてきた月形地区終末処理場の機能強化

事業が完了しました。今後は安定的な維持管理に努めるとともに、更なる効率化・維持経費の節減に向け、取り組みを進めてまいります。

合併処理浄化槽の新設や修繕に対する助成、上水道未給水区域における飲用水供給設備への支援につきましても、引き続き継続してまいります。

二つ目は有害鳥獣対策についてであります。

昨年は、全国各地でクマの出没や被害が相次ぎ、本町においても過去に例を見ないほどの出没や目撃情報がありました。これまで予防や注意喚起を中心とした対策を講じてきましたが、人の生活圏に近い場所での出没が多発していることから、一層の対策強化が求められています。このため、担当職員の知識向上を図るとともに対策品を充実し、さらには緊急銃猟にも備え、月形町鳥獣被害防止対策協議会、警察、猟友会など関係機関とも連携を深め、被害の未然防止を図ってまいります。

また、ヒグマ対策とあわせて、エゾシカなど農業被害をもたらず鳥獣対策に携わる人材の確保・育成に対しても積

極的に取り組んでまいります。

三つ目は消防・防災についてであります。

消防につきましては、「町民の生命、財産、安全、安心」を確保するため、災害活動の基盤となる消防車両や各種資器材等の整備に取り組み、災害に対し安心感が実感できる消防体制を目指してまいります。

また、近年、災害が激甚化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められていることから消防団員の確保および質の向上を図ります。令和8年度は、北海道消防操法訓練大会に月形消防団が空知地区代表として出場します。この大会に向けて支援を行い、消防団活動の活性化に取り組んでまいります。

消防機能の強化につきましては、月形支署に配備いたします小型動力ポンプ付水槽車の更新を行い、高度化、多様化する災害事案への対応力向上と活動能力向上を図ってまいります。

さらに、令和9年4月から本町を含む南空知管内5消防本部（4市5町）による消防通信指令システムの共同運用

を開始する予定です。これに向け、運用拠点を「いわみざわ消防共同指令センター」とした総合的な整備を、令和8年度から本格的に進めてまいります。これにより、複雑かつ多様化する消防需要に対し、広域的な連携を強化し、消火力の一層の向上を図ってまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。今後も防災対応などの啓発を行うとともに、月形町地域防災計画や避難所運営マニュアルに基づき、関係機関と連携を図りながら、有事に備えた体制整備を進めてまいります。

また、災害時対応を想定し、災害備蓄品の更新を引き続き進めてまいります。

令和6年から運用を開始した公式ラインを活用し、防災情報の伝達を速やかに行える体制を整備するため、引き続きスマートフォンへの購入助成制度による普及拡大を推進してまいります。

四つ目は交通安全・防犯についてであります。

令和7年の北海道における交通事故における死亡者数は

129人と2年ぶりに増加しましたが、依然として低い水準を保っています。本町におきましては、令和5年10月から交通死亡事故は発生しておりません。これもひとえに、

関係機関や各事業所が協力し、児童生徒への交通安全指導の実施や登下校時の声掛けなどの地道な活動のお陰であると実感しております。今後も月形町交通安全推進協会や月形町交通安全指導員と連携し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

また、防犯活動につきましても月形防犯協会、岩見沢警察署および月形駐在所・札比内駐在所と連携し、犯罪のないまちづくりを推進してまいります。

#### 4 人が輝き文化を育む

##### まちづくり

次に、教育・文化分野について申し上げます。

一つ目は教育・文化・スポーツについてであります。

本町の教育政策は、月形町教育大綱に基づき、総合教育会議などを通じて関係機関と連携しながら、町民の皆さんが生涯にわたり学び続け、充実した生活を送るための教育

環境の整備に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「月形の子どもは月形で育てる」という考えのもと、中学校を中心に、こども園や高校などとの連携を深め、発達段階に応じた切れ目のない教育を推進します。引き続き、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を育む教育を基盤に、児童生徒一人一人の可能性を伸ばしてまいります。

義務教育学校につきましては、町民の皆さんの意見を伺いながら、令和8年度中に基本方針を示したいと考えています。

月形高校につきましては、地域社会の維持・活性化に欠かせない存在であるため、引き続き、同校の教育活動や地域との連携を支援してまいります。

青少年健全育成、生涯学習、スポーツ、文化振興につきましては、家庭・学校・地域が連携して、世代を超えた学びや交流、参加ができる環境づくりを進めます。これにより、青少年が健やかに成長し、町民一人一人が心豊かな生活を送れる地域づくりを目指してまいります。

月形樺戸博物館など独自の歴史や文化資源を活用し、学びや交流を充実させるとともに、多様な人材の参画を促し、文化活動を活性化します。また、図書館につきましては、

既存施設の老朽化を踏まえ、今後の方針をさらに検討してまいります。

なお、教育分野の具体的な執行方針につきましては、教長から申し上げます。

二つ目は国際化・地域間交流についてであります。

国際交流につきましては、外国語指導助手の配置や海外派遣事業への取り組みを通じて、多様な文化や価値観に触れる機会を提供し、国際理解の醸成を図ってまいります。

地域間交流につきましては、新潟市月潟地区とのICTを活用した児童交流を継続するとともに、福岡県中間市との歴史的なつながりを踏まえた学習の取り組みを進め、相互理解の促進と郷土への愛着の醸成につなげてまいります。

このほか、特産品の相互販売などを通じた交流を引き続き推進し、地域間のつながりの強化と相互の活性化につなげてまいります。

#### 5 未来の暮らしを支える

##### まちづくり

次に生活基盤分野について申し上げます。

一つ目は住宅施策についてであります。

町営住宅の維持管理につきましては、月形町営住宅長寿命化計画に基づき、適正な管理と計画的な修繕に努めてまいります。

定住化促進事業につきましては、人口減少下における定住人口の維持と物価高騰等の社会情勢への対策として、月形町住宅マスタープランに基づき新築住宅建設や中古住宅購入、住宅リフォーム、民間賃貸住宅建設および改修への支援の拡充を行い、安心して暮らせる住環境の充実を図ってまいります。

移住体験事業「保育園留学」につきましては、これまで海外を含む全国各地から子育て中のご家族に参加いただき、本町の暮らしを体験していただいております。引き続き本事業を推進し、町の魅力を知っていただくことで交流人口の増加につなげてまいります。

また、町内に潜在する空き家の情報収集を継続的に進めるとともに、住宅修繕に対する助成制度の周知を徹底し、空き家・空き地バンク制度を積極的に活用した定住化の推進に取り組んでまいります。

二つ目は道路・河川・公共交通についてであります。

町道整備につきましては、四十六線橋の撤去及び道路復旧に向けた測量設計業務を実施してまいります。

橋梁につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、3巡目となる橋梁定期点検を令和9年度までの3力年で実施してまいります。

除雪につきましては、除雪従事者待機室の改修を行い、労働環境の改善に努めます。また、歩道用ロータリー除雪車の更新を行い除雪車両の計画的な整備と機動力の強化を進めてまいります。

河川整備につきましては、河川の流下機能確保に向けた河道内樹木の伐採を行い、河川の適正な維持管理に努めてまいります。

旧JR札沼線鉄道用地につきましては、鉄道施設跡地のルールや橋梁等の撤去工事を計画的に進めるとともに、町が保有する用地につきまして

も、適正な維持管理に努めてまいります。

令和7年3月をもって、北海道中央バス株式会社による月形線の運行が終了しました。昨年4月からはアオヤナギ観光バスが運行事業者となり、運行便数を増やすなど利便性が向上した路線として運行を担っております。令和8年度におきましても、町民の皆さんにご不便をおかけすることのないよう、事業者と連携し安定した公共交通の維持に努めてまいります。

本町の公共交通は、人口減少の進行とともに利用者の減少が続いております。このため、町外にある高等学校、専門学校、大学へ通学する生徒等の保護者に対し、通学定期券購入費の支援を継続し、公共交通の利用促進を図ってまいります。

定額運賃制の「おでかけハイヤー」につきましては、多くの町民の皆さんにご利用いただき、日常生活の移動手段として大変好評を得ております。令和8年度も、交通空白地帯の解消と生活支援のため、本事業を継続してまいります。

## 6 つもに生き、つもに歩む まちづくり

最後に、協働・行財政分野について申し上げます。

一つ目は、地域コミュニティについてであります。

人口減少や少子高齢化が依然として進行する中、地域のつながりを維持していくことは、大きな課題であります。

地域の皆さんの主体的な取り組みを後押しするため、これまで同様、「行政区活動支援交付金」を有効にご活用いただけるよう、適切な支援と環境整備に努めてまいります。行政区や町内会が活力をもって運営されることは、地域の助け合いの力を強め、防災や防犯、福祉など多岐にわたる地域課題の解決にもつながるものであります。

地域の皆さんが「ともに生き、ともに歩むまちづくり」の中心として活躍いただけるよう、町としてしっかりと支援を続けてまいります。

二つ目は、地域活性化・まちおこしについてであります。

地域おこし協力隊につきましては、隊員がそれぞれの専門性を生かし、地域課題の解

決や地域力の向上に取り組みしております。引き続き新たな隊員の募集を進め、地域内の活動分野の充実を図るとともに、協力隊員が定住につながるキャリア形成を実現できるように、伴走支援に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、全国の皆さんから大変多くのご支援を賜りました。いただきました寄附金は、地域の魅力向上や定住環境の整備などに活用させていただきます。令和8年度におきましても、返礼品のさらなる開発や魅力発信を強化し、ふるさと納税寄附金額の安定的な確保に取り組んでまいります。

また、地域活性化の担い手となる既存の町内団体に加え、新たに活動を開始するまちづくり団体やNPO法人など、多様な主体が挑戦しやすい環境づくりを進めてまいります。地域の皆さんの自発的な取り組みを後押しすることで、町全体のにぎわいと活力の創出を目指してまいります。

三つ目は自治体経営についてであります。急速に進展する少子・高齢

化に伴う人口減少社会や社会保障、番号制度をはじめとする新たな制度への対応など、近年、業務は多様化し専門性も高くなる状況にあります。職員数には限りがあり、職員一人一人の能力向上に努める必要があります。令和8年度からは第7次月形町行政改革大綱に基づき、効率的で無駄のない行政運営に取り組んでまいります。

令和8年度から「まちづくり推進室」を設置し、建設が延期されていた義務教育学校や、老朽化が進む図書館、役場庁舎などの主要な公共施設につきましても、土地利用も含めた中長期的な整備計画を策定してまいります。計画の策定にあたっては、本町の今後の人口推移を見据えたコンパクトで効率的な施設運営を重視した方針を進めてまいります。

本町の行政運営を支える重要な財源である町税の徴収にあたっては、何よりも公平性が確保されなければなりません。令和8年度は、担当職員

の知識向上と収納体制の強化を図るため、北海道職員が一定期間、本町の業務を兼務する「短期併任制度」を活用し、

収納率の一層の向上に努めてまいります。

## 令和8年度予算大要

国の令和8年度地方財政対策では、人件費の増加や物価高騰が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるように、地方交付税などの一般財源総額については、令和7年度を上回る額が確保される見込みです。しかし、本町の財源の約5割を占める地方交付税については、国勢調査による人口減少により、今後は減額が予想されます。

また、歳出については、長引く物価の高騰と人件費の上昇により、物件費や維持補修費などについても年々増加傾向にあります。

こうした厳しい状況下ではあります。経常経費および事務事業の一層の見直しを行うとともに、補助金をはじめとする新たな財源の確保に努める必要があります。

令和8年度予算については、総合振興計画及び創生総合戦略の進捗状況を踏まえ、また、ふるさと納税などの財源の有効活用を進めながら、効果的

な事務事業の推進が図られるよう、予算案を編成しました。

※各会計および公営企業会計の予算規模については、10・11ページをご覧ください

## むすび

以上、令和8年第1回月形町議会定例会にあたり、令和8年度の町政執行における基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきます。

町長として、これまでにまいた新たなまちづくりの種が着実に芽を出し、地域の活力として実を結ぶことを目指しております。20年後、30年後に本町に住んでいてよかったと町民の皆さんに感じていただけるよう、「みんなであつくる未来」ともに歩むまちづくりの実現に向け、町民の皆さん、町議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



令和8年度

# 教育行政執行方針

## 基本姿勢

令和8年第1回町議会定例会の開会にあたり、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。教育は、人を幸せにする営みです。

予測困難な時代にあっても、自分の夢や希望を持ち続け、困難に立ち向かい、自分の幸せを見つけ、周囲の人々と協働しつつ、それを育んでいく主体としての資質・能力を育むことが、教育が果たすべき使命です。

「子どもを幸せにする月形の教育」づくりを目指し、人生を幸せに生き抜く力の育成を図ってまいります。

学校教育については、子どもたちが将来にわたって主体的に人生を歩むために必要な健康な身体づくりを土台に、豊かな心、確かな学力を育ててまいります。

社会教育については、豊かな人生を保障するスポーツ、文化・芸術活動を展開してまいります。

誰一人取り残すことなく、すべての子ども、町民が幸せな人生を歩んでいけるよう、

教育環境を整備し、施策を推進してまいります。

以下、令和8年度の主要な施策について申し上げます。

## 重点施策

### 1 生きる土台となる

#### 身体の育成

花の里こども園で長年取り組んでいる身体づくりの取り組みを土台に、小学校、中学校でも身体づくりに取り組み、健康で豊かな人生を保障する基礎を構築してまいります。

大学等の外部諸機関と連携し、子ども一人一人の現状把握と健康増進への課題を科学的に分析するとともに、効果的な身体づくりの手法を検討してまいります。

### 2 よりよく生きるための

#### 豊かな心の育成

特別の教科「道徳」の授業を強化するために外部講師を招請し、教師の指導力と探究型の学習にも必要なファシリテーションの資質向上を図ってまいります。

また、地域や大学等の外部機関の協力をいただきながら、正しい職業観・労働観を育て

るキャリア教育の推進に努めてまいります。

これらを通し、子どもたちが人生の目的をしっかりと見据え、ウェルビーイングを果たすために必要な力を育ててまいります。



### 3 予測困難な時代に

#### 対応できる能力の育成

学習指導要領が掲げる「子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力」の育成のために、探究型の授業スタイルへの転換を強力に進めてまいります。そのために、一人一台タブレットを効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。子どもたちが安心して自分

の考えを述べ、互いに高め合うことができるように、学習ルールの徹底と「傾聴・受容・共感」の学級風土を醸成する親和的・受容的な学級づくりを進めてまいります。

さらに、「子どもを幸せにする月形の教育」具現化のために身体づくり、英語教育を基軸に、幼・小・中の統一カリキュラム作成を進めてまいります。

#### 4 学びの機会を保障し質を高める教育環境の整備

学級満足度テスト「Hyper-Q」テストを導入し、子ども一人一人の心理状態を適切に把握する等、いじめ、不登校等の早期発見、早期解消を図る体制を整備してまいります。

健康教室、防災や交通安全防犯等に対応する実践的な安全教育を関係機関と連携して実施するとともに、通学路や冬期間暴風雪時の子どもの安全を確保等、地域の力を取り入れた安全・安心な学校づくりを推進してまいります。

学校給食は、安全・安心な給食の提供はもとより、食の大切さを学び、望ましい食習

慣が身に付くよう食育を進めるとともに、持続可能な学校給食の在り方について、その具体的方策を多面的に検討してまいります。

引き続き時間講師を複数名配置し、きめ細やかな学習指導に努めてまいります。また、特別支援教育では、小学校に支援員を複数名配置し、個別最適な学びを支援します。

月形高校の存続に向けては、「町人づくり振興協議会」を通じたこれまでの支援の一層の拡充を図ってまいります。

#### 5 豊かな人生を保障する社会教育の推進

青少年健全育成については、子ども会初級リーダー研修会、中学生リーダー研修会の実施、子ども会育成連絡協議会や社会福祉協議会などの関係団体と連携し、親睦活動や世代間交流事業など、子どもたちの活動を支援してまいります。

生涯学習の推進については、引き続き、生涯学習講座の充実を図るとともに、高齢者対象の「ふれあい大学」では、参加者の自主的・創造的な運営を目指してまいります。

読書活動については、幼児期のブックスタート事業や小



中学校への移動図書館による朝読書活動の推進、図書館での読書ノート事業や古本市、小中高で実施する読書感想文コンクールを開催するなど、子どもたちの読解力と表現力を養い、読書の機会を拡充する事業を継続してまいります。

スポーツ活動については、スポーツ推進委員会やスポーツ協会、協力をいただいている大学等との連携を深めて、各種スポーツ大会やレクリエーション活動、健康づくり、体力づくり推進事業による体力測定や健康教室等を開催し、健康づくり・体力づくりの向上に取り組みます。

また、総合体育館をはじめ、

野球場、多目的アリーナ、パークゴルフ場など、体育施設の適正な管理に努めてまいります。

文化・芸術活動については、月形町文化連盟や各サークルの活動を支援するとともに、町づくりの観点からも各種団体等との連携を図りながら事業を進めてまいります。

芸術鑑賞事業では、幼児、小学生、中学生の部と各世代に応じた芸術鑑賞や伝統文化に触れる機会を提供してまいります。

月形樺戸博物館では、樺戸集治監の歴史や彫刻家・本田

明二ギャラーと、他の博物館では見ることができない展示として継続した活動を行います。

#### むすび

以上、令和8年度の教育行政に臨む主要な施策を申し上げます。

令和8年度も教育委員会・学校・関係機関が一層の連携を図り、本町の教育を推進してまいりますので、町議会ならびに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

### 町政執行方針・教育行政執行方針はホームページから見るができます

令和8年第1回月形町議会定例会で、新年度の町政執行方針・教育行政執行方針が上坂町長、兼平教育長からそれぞれ述べられました。

町政執行方針・教育行政執行は、ホームページからご覧いただけますので下記QRコードよりご覧ください。



【町政執行方針】



【教育行政執行方針】